

〈当直用〉

勾留事務処理マニュアル

令和3年7月

千葉地方裁判所

## 目 次

第1 はじめに .....	1
1. 1 勾留事務とは .....	1
1. 2 当直における勾留事務の処理態勢 .....	1
1. 3 簡裁処理か地裁処理か .....	1
1. 4 当直前日の夕方の連絡 .....	2
第2 当直当日登庁後の事務 .....	3
2. 1 登庁後の事務 .....	3
2. 2 裁判官登庁時 .....	3
2. 3 勾留質問室の確認（なるべく午前中に） .....	3
第3 勾留請求書等の受付 .....	4
3. 1 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付 .....	4
3. 2 勾留請求事件の受付 .....	4
3. 3 接見等禁止請求事件の受付 .....	4
3. 4 勾留請求書等のコピー取り .....	5
3. 5 勾留通知先連絡票の受領 .....	5
3. 6 形式的記載事項等の確認 .....	5
第4 勾留状等の起案 .....	7
4. 1 [REDACTED] .....	7
4. 2 勾留状等の一式書類の内容確認 .....	7
4. 3 起案した勾留状等の裁判官への提出 .....	10
4. 4 被疑者の身柄呼出し .....	10
4. 5 通訳人の呼出し（要通訳事件がある場合） .....	11
4. 6 勾留質問直前の準備 .....	11
第5 勾留質問 .....	13
5. 1 勾留質問室への移動 .....	13
5. 2 勾留質問（共通処理） .....	13
5. 3 勾留質問（要通訳事件の場合） .....	19
5. 4 勾留質問（被疑者国選弁護人、当番弁護士、私選弁護人選任申出の各処理） .....	21
5. 5 勾留質問（勾留請求却下、接見等禁止請求却下） .....	22
第6 勾留質問立会後の処理 .....	24
6. 1 勾留質問終了後のチェック .....	24
6. 2 被疑者国選弁護人選任の処理（請求がある場合） .....	24

6. 3	勾留通知 .....	25
6. 4	[REDACTED] .....	27
6. 5	検察庁への記録引継ぎ .....	27
6. 6	被疑者国選弁護人選任の処理（6. 2の続き） .....	28
6. 7	当番弁護士の処理 .....	28
6. 8	私選弁護人選任申出の処理 .....	29
6. 9	領事官通報 .....	29
6. 10	検察庁引継ぎ記録以外の書類の引継ぎ等 .....	30
第7	翌日の応援担当者への連絡（翌日が休日の場合） .....	32
第8	その他 .....	33
8. 1	勾留に代わる観護措置 .....	33
8. 2	弁護人からの要望に対する対応 .....	33
8. 3	勾留処理の「翌日回し」 .....	34

#### 《別紙》

- 1 日直応援担当者登庁要否判断早見表・フローチャート
- 2 勾留事務チェックシート
- 3 接見等禁止請求がある場合の謄本作成・交付方法

#### 《参考》

- 1 平成28年10月31日付け令状委員会作成の「弁護人選任に係る事項の教示Q&A」
- 2 平成24年11月1日付け刑訟管理官作成の「11月からの要通訳勾留請求に関する処理態勢について」（「平成28年10月改訂 [REDACTED]  
[REDACTED]添付」）
- 3 動線図
  - (1) 当直室 [REDACTED]
  - (2) 裁判所当直室から検察庁当直室までの動線図
- 4 [REDACTED]マニュアル
- 5 筆談勾留質問例

#### 《巻末資料》

- 1 模擬記録（勾留請求）
  - (1) 被疑者が日本人
  - (2) 被疑者が外国人（要通訳事件）
- 2 模擬記録（被疑者国選弁護人）

## 第1 はじめに

(注) このマニュアルは基本的に事務処理の手順に添って記載しています。

### 1. 1 勾留事務とは

勾留とは、被疑者又は被告人を刑事施設に拘禁する裁判及びその執行をいいます。

勾留の形式的要件としては、

(1) 事前に被疑者又は被告人に対し、被疑事件又は被告事件を告げ、これに関する陳述を聴くこと（刑事訴訟法61条本文、207条1項）

(2) 逮捕又は勾引に引き続いて勾留する場合及び弁護人のある場合を除いて、弁護人選任権の告知及び弁護人選任の申出について教示をすること

の2つがあります。

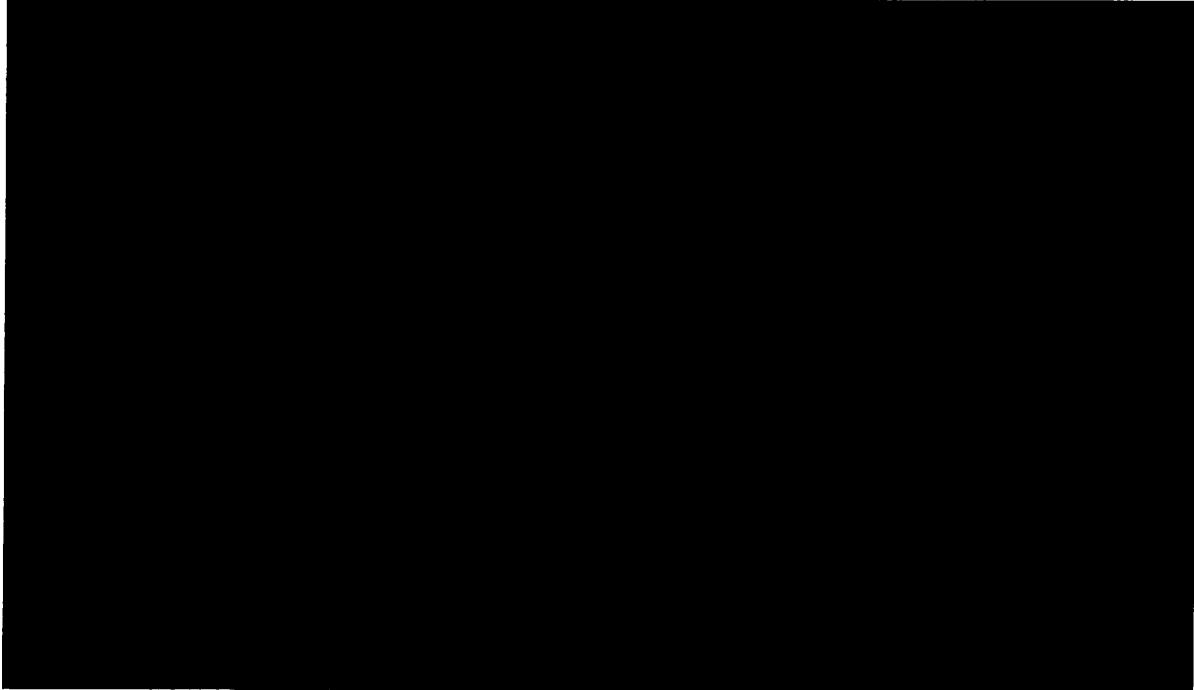
これらの勾留質問の手続を経て勾留状を発付する手続が勾留事務です（勾留に関する詳細は、「令状事務」（裁判所職員総合研修所監修）第3章を参照）。

### 1. 2 当直における勾留事務の処理態勢

千葉地方・簡易裁判所の当直における勾留事務は、勾留請求予定件数

及び被疑者国選弁護人選任請求事件の未処理件数によって処理態勢が異なります（「当直事務の手引」別紙第6（「在庁時間外の令状事務処理基準」1(2)）参照）。

具体的なカウント方法は別紙1の「日直応援担当者登庁要否判断早見表・フローチャート」を参照してください。



### 1. 3 簡裁処理か地裁処理か

当直における勾留事務は原則として簡裁名、令状当番表の裁判官名に○印が付いている裁判官（簡裁判事の発令のない裁判官）の場合は地裁名で処理することになりますが、以下の場合に注意してください。

- (1) 祝休日においては、翌日が休日で、かつ休日星間当番が○印を付された裁判官の場合には、千葉地方裁判所名義で処理する（例えば、日曜日の星間当番に○印が付いている場合、土曜日の休日星間当番に○印がついていなくても土曜日は千葉地方裁判所名義で処理する（「当直事務の手引」第2-3-(1)）。
- (2) 応援裁判官も当番裁判官に合わせた肩書で令状事件を処理する。

#### 1. 4 当直前日の夕方の連絡

- (1) 夕方4時30分頃に検察庁から翌日の身柄事件受理予定表（勾留請求予定表）が送付されます。
- (2) 翌日が休日の場合は、本マニュアルの第7（32頁）を参照して、応援の裁判官及び書記官の登庁要否を確認して、応援の裁判官及び書記官に登庁の要否と勾留請求予定人員数及び被疑者国選弁護人選任請求の未処理件数を伝えます  
[REDACTED]  
[REDACTED]。

## 第2 当直当日登庁後の事務

### 2. 1 登庁後の事務

登庁後、次の事務に取りかかります。

- (1) 簡裁処理か地裁処理か確認します（本マニュアル1. 3参照）。
- (2) 前日の夕方に検察庁から受領した身柄事件受理予定表（勾留請求予定表）のコピーを2部取っておきます（裁判官、立会書記官、当直室用の計3部）。
- (3) 前日から処理を引き継がれた被疑者国選弁護人選任請求事件があれば、その事務処理をします。
- (4) 身柄事件受理予定表（勾留請求予定表）を参照し、勾留請求予定事件の全てについて、当直室に備え付けられている別紙2の勾留事務チェックシート及び被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表（国選チェック表）（本マニュアル3. 1参照）を用意し、1件ずつクリアファイルに入れて準備しておきます。

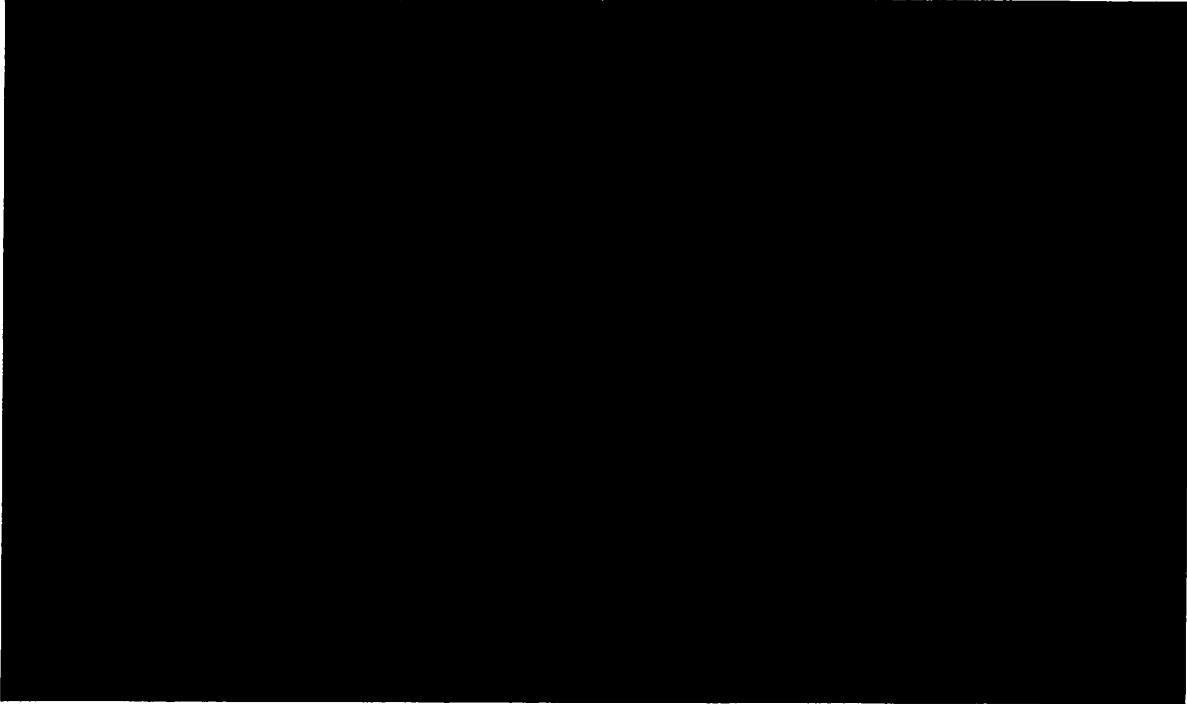
### 2. 2 裁判官登庁時

当番裁判官が登庁したら、取っておいた身柄事件受理予定表のコピーを渡し、勾留の予定人数を伝えます。

### 2. 3 勾留質問室の確認（なるべく午前中に）

勾留質問室の開錠や施錠をする必要はありません。

もし、勾留質問室が施錠されている場合には、次の手順で開錠してください。



### 第3 勾留請求書等の受付

#### 3. 1 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付

当日午前中までに、留置施設の職員が、被疑者から受領した国選弁護人選任請求書・資力申告書をまとめて当直室に持参します。

処理については、国選弁護人選任処理マニュアルを参照してください。

#### 3. 2 勾留請求事件の受付

(1) 檢察庁が勾留請求事件の一件記録を持参するので、検察庁が持参した一覧表に受領印(当直員の認印)を押して受領します。

(2) 勾留請求書1枚目の右側空欄に当直受付日付印を押し、受付印の番号欄の脇に当直員の認印を押します。

一件複数名の事件の場合には複数の勾留請求書が一件記録1冊に組み込まれていることがあり、その場合にはそれぞれの勾留請求書に受付をする必要があるので、見逃さないよう注意してください。

(3) 受付印の時刻欄に受付時刻を記入します。

逮捕から勾留請求までの時間が刑訴法で定められているため、受付時刻の記入を要します。

(4)

(5) 受付印の符号欄に事件符号を記入します。事件符号は、簡裁の場合は「る」、地裁の場合は「む」です。受付印の「簡易」又は「地裁」のいずれかに○を記入します。

(6) [REDACTED] 事件番号を受付印の番号欄に記入します。

#### 3. 3 接見等禁止請求事件の受付

(1) 接見等禁止請求がある事件については、接見等禁止請求書が勾留請求事件の一件記録に挟まれてきます(勾留請求書1枚目右上に接見禁止請求ありと朱書で表示されています。)。

(2) 一件記録から、接見等禁止請求書を抜き出します。

(3) 接見等禁止請求書の右側空欄に当直受付日付印を押し、受付印の番号の脇に認印を押します(受付時刻の記載は不要)。

(4) [REDACTED] 簡裁で処理するか、地裁で処理するかの決め方は、勾留請求事件と同じです。

(5) 受付印の符号欄に事件符号を記入します。事件符号は、簡裁の場合は「る」、地裁の場合は「む」です。受付印の「簡易」又は「地裁」のいずれかに○を記入します。

(6) [REDACTED] 事件番号を、受付印の番号欄に記入します。

### 3. 4 勾留請求書等のコピー取り

勾留質問時の手控え、勾留質問終了後の事務処理の便宜のために、次の各書類のコピーを取っておきます。

#### (1) 勾留請求書

被疑者の人定事項、罪名、収容場所の手控えとするほか、勾留質問終了後の勾留通知事務の便宜のためにコピーを取ります。

#### (2) 被疑事実の要旨（勾留請求書に挟まれています。）

勾留状の別紙となる被疑事実の要旨の手控えとします。

#### (3) 警察官作成の送致書（一件記録の前の方に編てつされています。）

被疑者のふりがな、特別法違反の場合の法律名、適用罰条を把握するために便宜的にコピーを取ります。

### 3. 5 勾留通知先連絡票の受領

(1) 檢察庁が、勾留請求書と一緒に、被疑者の希望勾留通知先を記載した勾留通知先連絡票を持参するので、受領します。

(2) 勾留通知先連絡票のコピーを2部取ります（裁判官、立会書記官、当直室用の計3部）。

### 3. 6 形式的記載事項等の確認

勾留事務チェックシートを使用し、形式的記載事項を中心に審査します。勾留請求の一件記録中の主な書類には検索の便のため検察庁において略語を記載した付せんを貼付していますので、この付せんを手掛かりにチェックシート記載の確認事項を確認するのが効率的です。

#### 【主な審査事項】

##### (1) 被疑者の人定事項

① 身上関係書類（戸籍謄本、住民票、在籍照会結果報告書等（「身」の付せん））から、被疑者氏名、生年月日、住居が勾留請求書と同一か確認します。

② 住居が異なる場合は、警察官面前調書（「身KS」の付せん）や弁解録取書（勾留請求書の直後に編てつ）で確認します。

③ 職業は、警察官面前調書や弁解録取書で確認します。

##### (2) 逮捕から勾留請求までが制限時間内か（刑事訴訟法203条、204条及び205条）

① 逮捕状（「状」の付せん）又は現行犯人逮捕手続書（「逮手」の付せん）の逮捕日時、送致日時の記載と勾留請求書の受付日時の記載から確認します。

② 制限時間は次のとおりです。

#### 【警察が逮捕した場合】

- 逮捕～検察官送致まで48時間以内
- 検察官身柄受取～勾留請求まで24時間以内
- 上記の逮捕～勾留請求まで合計して72時間以内

#### 【検察官が逮捕した場合】

- 逮捕～勾留請求まで48時間以内

##### (3) 逮捕事実と勾留事実に同一性があるか

逮捕状又は現行犯人逮捕手続書と別紙被疑事実の要旨（勾留請求書に挟まれたもの）に記載されている各事実に同一性があるかどうか確認します。

##### (4) 領事官通報の要否（被疑者が外国人の場合）

- ① 通報要請照会書（「通報」の付せん）又は弁解録取書で領事官通報の要否を確認します。既に警察又は検察庁で通報済みの場合は重ねて通報する必要はありません。
- ② 二国間条約等による必要的通報（中華人民共和国等）の場合を除き、警察又は検察庁で被疑者から「通報を要しない」旨を確認できていれば通報する必要はありません。
- ③ 被疑者が日本語を解し通訳不要の事件であっても、被疑者が外国籍であれば、領事官通報手続は必要なので注意してください。
- ④ 被疑者の国籍が中華民国（台湾）や北朝鮮の場合、日本国内に領事館がない、国交がない等の関係上、領事官通報手続を実施する必要はありません。  
ただし、中華民国（台湾）国籍の被疑者が中華人民共和国への通報を希望した場合は、同共和国領事官に対し通報手続を実施します（中華民国（台湾）の場合に、しばしばあります。）。

#### (5) 被疑者が少年の場合

- ① 法定刑が罰金以下の犯罪の場合は、被疑者である少年が住居不定であっても勾留できず、司法警察員は直接家庭裁判所に送致しなければなりません（少年法41条）。見慣れない罪名の場合は六法で法定刑を確認してください。
- ② 勾留請求がされたとしても、裁判官の判断により、勾留に代わる観護措置に切り替えることがあります（この場合は観護状を発付）。

観護措置相当となったら、予備的請求として、新たに検察官から観護措置請求をさせることが一般的です。詳細は本マニュアル8.1を参照してください。

#### (6) 刑事訴訟法60条3項に規定する犯罪（軽犯罪法違反等）か

この場合には被疑者が住居不定でないと勾留できません。見慣れない罪名の場合は六法で法定刑を確認してください。

## 第4 勾留状等の起案

### 4. 1

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]

(3)

使用してください。

次のとおりです。当直室備付けの用紙を

必要に応じて使用してください。

① 通報の要請に関する照会・回答

必要に応じ、外国人事件の場合に使用します（この書面を使用せず、勾留質問室備付けの「領事官通報（要請・不要）」のゴム印を調書に押す方法でも可）。

② 領事官通報用紙

必要に応じ、外国人事件の場合に使用します。

### 4. 2 勾留状等の一式書類の内容確認

印刷された勾留状等の一式書類の内容を確認し、勾留請求内容につき形式的記載事項を中心に審査します。

(1) 勾留状

① 被疑者氏名、年齢、住居、職業、罪名、留置施設については、勾留請求書と照合して間違いないかを確認します。

② 有効期間（発付日に7日を足した日）、勾留状発付日、勾留請求日、裁判所（簡裁又は地裁）、裁判官の記載が合っているか確認します。

③ [REDACTED]

勾留状で手書きをする箇所は、

勾留状1枚目については「上部の氏名欄」、「左下欄外の被疑者名」

勾留状2枚目については「左下欄外の被疑者名」

です。

④ 被疑者を写真で特定している場合、被疑者氏名右横に「(別添写真の男)」等と手書きします（勾留状以外の調書等の用紙に「(別添写真の男)」と表示する必要はありません。）。

⑤ 勾留状1枚目、2枚目、別紙被疑事実の要旨を3枚目、別添写真があればそれをその次にして、ホチキスで左側2か所を合てつします。

(2) 勾留質問調書

① 書式は次の2種類があるので、間違えないように注意してください。

- 通訳不要の被疑者用
- 通訳を必要とする被疑者用

② 被疑者氏名が [REDACTED]

③ [REDACTED]

(3) 勾留通知

① 郵送による勾留通知が必要な場合に使用します。

② 被疑者氏名が [REDACTED]

(4) 接見等禁止決定（請求がある場合のみ）（原本、謄本3通、送達報告書）

① 書式は次の5種類がありますので、間違えないように注意してください。

- 日本人の被疑者用

ア 成人用

イ 少年用

- 外国人の被疑者用

ア 成人用

イ 少年用

- 成人切迫少年（勾留請求日（初日算入）から20日以内に成人に達する少年）の被疑者用

② 被疑者氏名が [REDACTED]

③ 被疑者が外国人の場合、領事官は接見等禁止の対象外となるのが通常です。除外する領事官の国名を接見等禁止請求書から確認し、決定書に入力することになるので注意してください（[REDACTED] 必要があります。）。

なお、被疑者の国籍が中華民国（台湾）や北朝鮮の場合、該当する領事官がないため、領事官を除外する必要はありません。

④ 被疑者が少年の場合、親権者は接見禁止の対象外となるのが通常です。除外する者を接見等禁止請求書から確認し、[REDACTED]

⑤ 被疑者が少年で親権者が父又は母の一方しかいない場合、親権者である一方のみが接見禁止の対象外となるのが通常です。親権者を接見等禁止請求書や被疑者の戸籍から確認し、[REDACTED]

⑥ 被疑者が成人切迫少年の場合、「被疑者・成人切迫少年」の主文パターンを利用した上で、必要に応じて④又は⑤に記載された修正を行い、さらに、成人切迫少年が外国人の場合は、主文パターンの「～被疑者と同法39条1項に規定する者以外の者（ただし、）の次に「〇〇国領事官、」を加えてください。

(5) 国選弁護人候補指名通知依頼書、ファクシミリ送信書（請求がある場合のみ）

① 国選弁護人候補指名通知依頼書は勾留状発付後に法テラスにFAX送信する書類ですが、この段階で [REDACTED] で作成し、ファクシミリ送信書も準備しておいてください。

② 被疑者氏名が [REDACTED]

(6) 通訳人尋問調書、宣誓書（要通訳事件の場合のみ）

① 被疑者氏名が [REDACTED]

② [REDACTED] 調書と宣誓書をホチキスで左側2か所を合てつし、書記官の認印で契印しておいてください。

(7) 通訳料請求書（要通訳事件の場合のみ）

① 通訳料は記載せずに空欄のままで結構です（当直明けに簡裁又は地裁で処理）。

② 被疑者氏名が [REDACTED]

(8) 通訳人旅費日当請求書（要通訳事件の場合のみ）

① 要通訳事件で、通訳人が検察庁の被疑者調べを通さずに直接裁判所に出頭した場合に限り（勾留処理の「翌日回し」（本マニュアル8.3参照）等）、作成してください。この場合、通訳料に加えて旅費・日当も裁判所が支給することになるからです。

② 日当、旅費の各金額、旅費情報は記載せずに空欄のままで結構です（当直明けに簡裁又は地裁において処理）。

③ 被疑者氏名が [REDACTED]

(9) 通訳人立会表（要通訳事件の場合のみ）

通訳料算定に必要なので、作成するのを失念しないようにしてください。

(10) 通報の要請に関する照会・回答（外国人事件の場合のみ）

① 勾留事務チェックシートにより、領事官通報の有無、領事官通報の希望の有無を確認します。

【通報が必要的とされている国（中国、イギリス、ロシア、旧東欧諸国等の二国間条約締結国。詳しくは「領事関係に関するウィーン条約締結国一覧表」参照）】

すでに警察又は検察庁で通報済みの場合は、裁判所から重ねて通報する必要はありません。それ以外は通報が必要です。なお、通報が必要であるため、勾留質問時に被疑者に確認する必要はありません。

【要請に基づいて通報する国（ウィーン条約締結国。詳しくは「領事関係に関するウイーン条約締結国一覧表」参照）】

すでに警察又は検察庁で通報しているか、通報を希望しない旨述べていれば、勾留質問時に再度、確認したり通報したりする必要はありません。それ以外の場合は、（裁判官が）被疑者に通報の要否を確認して、通報の要請に関する照会・回答に記載されることになります（勾留質問室備付けの「領事官通報（要請・不要）」のゴム印を調書に押す方法でも可）。そして、通報の要請があれば、通報します。

【通報が不要な国（中華民国【台湾】、北朝鮮等。詳しくは「領事関係に関するウイーン条約締結国一覧表」参照）】

確認も通報も不要です。

② 被疑者が日本語を解し通訳不要の事件であっても、被疑者が外国籍であれば、領事官通報手続は必要ですので、注意してください。

#### 4. 3 起案した勾留状等の裁判官への提出

(1) 勾留請求事件の一件記録に、

- ① 勾留状
- ② (請求があれば) 接見等禁止請求書・接見等禁止決定原本、同證本用写し3通、  
交付送達報告書(必ずまとめて専用クリアファイルに入れる。)
- ③ 被疑者国選チェック表
- ④ (請求があれば) 被疑者国選弁護人選任請求書・FAX送信書・国選弁護人候補  
指名通知依頼書
- ⑤ 勾留事務チェックシート

を挟み込み、勾留通知先連絡票コピーと一緒に裁判官に提出します。

※ 弁護人から意見書等が提出された場合は、裁判所の受付印を押捺し、上記書類とともに裁判官に提出してください。

(2) 書記官手持ち用書面

- ① 手控え用の勾留請求書、被疑事実の要旨、送致書の各写し
- ② 勾留質問調書
- ③ 勾留通知
- ④ (要通訳事案であれば) 通訳料請求書(必要に応じ更に通訳人旅費日当請求書)  
・通訳人尋問調書・通訳人宣誓書・通訳人立会表
- ⑤ (被疑者が外国籍であれば) 通報の要請に関する照会・回答(勾留質問室備付けの「領事官通報(要請・不要)」のゴム印を調書に押す方法をとるなら不要)  
を事件ごとにクリアファイルに入れておきます。

(3) 通訳料請求書(必要に応じ更に通訳人旅費日当請求書)・通訳人尋問調書・通訳人宣誓書には、通訳人が裁判所に来庁したら、所要事項を記入押印してもらうことになります。

#### 4. 4 被疑者の身柄呼出し

(1) あらかじめ勾留質問を実施する順番を決めておきます。





(4) 当直室から検察庁にある仮監に [REDACTED] で電話をかけ、身柄の順番、勾留質問で使用する部屋の番号（1室～3室のいずれか）、裁判官名を伝えます。また、裁判官の指示で「何時から勾留質問を始める」という場合には、それも伝え、それに合わせて身柄を連れて来てもらいます。なお、裁判所に身柄が到着するまで15～20分程度の時間を要するため、その時間を見込んで連絡する必要があります。

#### 4. 5 通訳人の呼出し（要通訳事件がある場合）

- (1) 被疑者の身柄呼出しの電話後、検察庁に電話し、通訳人に裁判所当直室に来庁してもらうよう伝えます。
- (2) 通訳人が来庁したら、次のとおり各書類に記入押印してもらいます。
  - ① 通訳人尋問調書の署名押印
  - ② 通訳人宣誓書の署名押印
  - ③ 通訳料請求書の請求者氏名欄の押印、同欄の右側欄外への捨印
  - ④ 通訳人旅費日当請求書の請求者氏名欄の押印、同欄の右側欄外への捨印

※ 通訳人旅費日当請求書は、通訳人が検察庁の被疑者調べを通さずに直接裁判所に出頭した場合に限り（「翌日回し」等）、作成してもらいます。

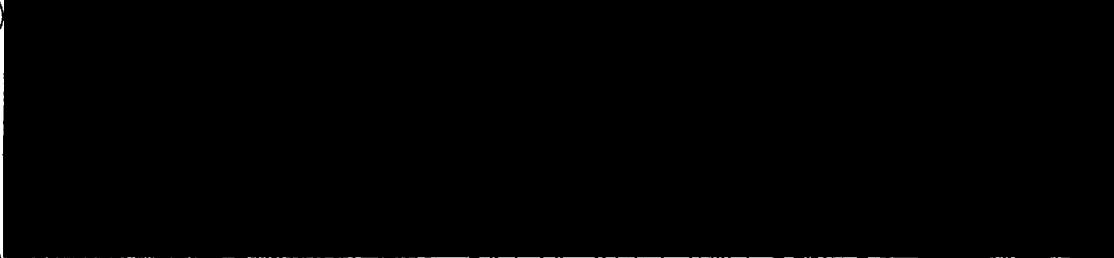
※ 通訳人旅費日当請求書を作成する場合、通訳人に対し、旅費についてICカードを利用したかどうか確認し、通訳人立会表に記載してください。
- (3) 通訳人の記入押印が終わったら、各書類を該当事件のクリアファイルに入れておきます。
- (4) 通訳人に被疑事実の要旨を持っているか確認し、持っていない場合は、通訳人に被疑事実の要旨のコピーを取って渡します。この用紙は勾留質問終了後に通訳人から回収し、不要書類保管箱に入れてください。

#### 4. 6 勾留質問直前の準備

- (1) 裁判官が記録の検討を終えたら、隨時、記録を受け取ります。
- (2) 勾留請求、接見等禁止請求を却下する見込みがある事件があるかどうか、裁判官に確認します。
- (3) 待ち時間の間に勾留質問に持参する物を確認します。持参する物は次のとおりです。
  - ① 一件記録（勾留状等の勾留関係書類含む）
  - ② 勾留通知先一覧表
  - ③ クリアファイルに入れてある勾留質問調書等の書記官手持ち書類
  - ④ 筆記用具（ペン、シャーペン（えんぴつ）、付せん、ホチキス）

- ⑤ 印鑑
  - ⑥ 職印
  - ⑦ 白紙のA4用紙数枚（当直室にあるコピー用紙で可）
  - ⑧ 勾留請求、接見等禁止請求を却下する見込みがある場合
    - ア 裁判官の記名印（署名でも可）
    - イ 被疑者に書いてもらう誓約書用紙
- ※ 逃亡せず関係機関の出頭要請に応じること、罪証隠滅行為はしないことを誓約するもの。用紙は当直室や勾留質問室に備え付けてあります。罪名、被疑者名等のあらかじめ記載できる箇所は記載しておくとよいでしょう。
- ウ 電話聴取書の作成（裁判官から指示があった場合のみ）
- ※ 裁判官から、被疑者の家族等に架電して身元引受け等に関する聴取をするように指示を受けたら、被疑者の家族等から適宜聴取して、電話聴取書を作成します。
- （電話聴取書の要旨欄の記載例）
- 「被疑者に対する●●被疑事件について、本日、もし被疑者が釈放された場合には、警察、検察庁及び裁判所からの召喚には必ず出頭させます。また、被疑者が逃亡したり、罪証を隠滅したりさせないことを誓います。」

(4)



- (5) 勾留状に被疑者の別添写真が貼ってあれば、写真と台紙との間に2か所（通常は左上と右下）契印が必要ですので、見落とさないよう注意してください。
- (6) 受領した一件記録を勾留質問順に、台車又は風呂敷に置いておきます。
- (7) 勾留質問調書等の書記官手持クリアファイルも勾留質問順に並べておきます。
- (8) 檢察庁には少しづつでも記録を引き継ぐ必要があること（特に要通訳事件）、及び被疑者国選弁護人等の事務処理の必要から、勾留質問立会書記官は、他の当直員に対し、概ねの時間を伝えるなどして勾留質問の途中に記録の引上げに来るよう依頼してください。

## 第5 勾留質問

### 5. 1 勾留質問室への移動

勾留質問室への経路については本マニュアル添付の動線図のとおりですが、概略は次のとおりです。

(1) 押送担当の警察官から身柄到着の連絡があったら、裁判官に電話連絡し、当直室前で待ち合わせます。

(2) 裁判官と、通訳人がいる場合は通訳人を連れて、記録等を持参した上で勾留質問室へ行きます。

(3) [REDACTED]

(4) 勾留質問室に入ったら、勾留質問室の部屋使用中のボタンを押し（使用中ランプが点灯します。勾留質問終了後の退室時には、使用中ランプを消灯させてください。），職員側のドアの鍵を閉めます。

### 5. 2 勾留質問（共通処理）

(1) 勾留質問での主な留意点は次のとおりです。

① 押送担当者が被疑者の手錠を外し（腰ひもは外さない），勾留質問室を退室したら勾留質問を始めます。

② 勾留質問室内では、朱肉、スタンプ台等の凶器になりうる物は被疑者の席から遠ざけておきます。

③ 黙秘権と弁護人選任権の告知及び選任に係る事項の教示がされたかは書記官としても意識してください。

※ 黙秘権の告知は被疑者の陳述を聞く前に必ずされています。

※ 弁護人選任権の告知及び選任に係る事項の教示は被疑者の陳述の前後いずれでも差し支えありません。

※ 千葉地簡裁においては、平成28年11月4日以降、勾留質問をする際には、一律に、弁護人選任権を告知することに加え、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ができる旨及びその申出先を教示することとしています（参考添付の平成28年10月31日付け令状委員会作成の「弁護人選任に係る事項の教示Q&A」参照）。



## (2) 勾留質問調書の記載内容

記載内容は基本的に要旨で足ります。

### ① 人定事項欄

ア 勾留請求書記載の人定事項を引用することになりますが、被疑者が勾留請求書の記載と違う陳述をした場合は、その陳述内容を調書に記載します。

#### 【記載例】

勾留請求書には職業が無職とあるが勾留質問時に会社員と述べた場合

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

ただし、職業は「会社員」と述べた。

イ 被疑者が人定質問に対し黙秘した場合は、「勾留請求書記載のとおり」の文言を抹消した上で、以下の記載例を参考にして、具体的な記載にあたっては裁判官の指示を受ける。

#### (ア) 記載例

「黙秘。裁判官は、警察官・一件記録から、被疑者として出頭した者が本件請求書記載の人物と同一人物であることを確認した。」

#### (イ) 詳細に記載する例

##### 1. (勾留請求書添付の写真から同一性を確認した場合)

「黙秘。裁判官は、勾留請求書添付の写真と被疑者として出頭した者の容貌を照合し、同一人物であることを確認した。」

##### 2. (送致書添付の写真及び一件記録から同一性を確認した場合)

「黙秘。裁判官は、送致書添付の写真等一件記録により被疑者として出頭した者が本件勾留請求書記載の人物と同一人物であることを確認した。」

##### 3. (勾留請求書添付の写真及び一件記録から同一性を確認した場合)

「黙秘。裁判官は、勾留請求書添付の写真等一件記録により被疑者と認定した。」

##### 4. (警察官から聴取して同一性を確認した場合)

「黙秘。裁判官は、警察官に対し、被疑者の特定を促したところ、警察官が被疑者として出頭した者が、留置番号○号の者である旨告げたので、裁判官は、本件勾留請求書記載事項と照合し、被疑者として出頭した者が同請求書記載の人物と同一人物であることを確認した。」

## ② 被疑事実の要旨欄

ア 被疑者が「間違いありません」と述べた場合

(被疑事実の要旨の事実が分かれていらない場合)

勾留質問室備付けの「事実は、そのとおり間違いありません。」のゴム印を押します。

### 【記載例】

問 檢察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何か述べることはありますか。

答 事実は、そのとおり間違いありません。

イ 被疑者が「間違いありません」と述べた場合

(被疑事実の要旨の事実が、第1、第2と分かれている場合)

勾留質問室備付けの「事実は、そのとおり間違いありません。」のゴム印を押し、「いずれも」の文言を手書きし、挿入記号を入れ、挿入文字と挿入記号にかかるように書記官の認印を押します。

### 【記載例】

問 檢察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何か述べることはありますか。

答 いずれも

事実は印そのとおり間違いありません。

ウ 被疑者が「検察庁で述べたとおりです。」と述べた場合

勾留質問室備付けの「事実は、検察庁で申し述べたとおりです。」のゴム印を押します。

### 【記載例】

問 檢察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何か述べることはありますか。

答 事実は、検察庁で申し述べたとおりです。

エ 被疑者が黙秘している場合

「黙秘」又は「黙して語らず」と記載します。

オ 被疑者の陳述が長くて被疑事実の要旨欄に書き切れない場合

別紙を引用する形で処理します。別紙に被疑者の陳述を記載して勾留質問調書と合てつし、書記官の認印で契印します。別紙は、勾留質問室備付けのA4判の白紙用紙を使用してください。

### 【記載例】

問 檢察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何か述べることはありますか。

答 別紙記載のとおり

## ③ 勾留通知先欄

ア 勾留通知先は、被疑者に弁護人がいる場合は弁護人に、弁護人がいない場合は被疑者の配偶者、直系親族等1人に通知することになります。

被疑者が通知を不要と述べた場合、又は通知したい人はいるが連絡先が分からないと述べた場合は、通知は不要です。

イ 勾留通知先連絡票と違う通知先を被疑者が述べた場合、通知先を手書きで記

載します。通知先は、後の通知の便宜のために手控えに残しておくようにしてください。

ウ 被疑者が同居の家族を勾留通知先に指定した場合

【記載例】

裁判官は、……勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 母 千葉冬子(ちばふみこ) 住居地と同じ

電話 043-0000-0000

エ 被疑者が勾留通知を不要と述べた場合

勾留質問室備付けの「必要ありません。」のゴム印を利用します。

【記載例】

裁判官は、……勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 必要ありません。

オ 被疑者が勾留通知してもらいたい人の連絡先がわからないと述べた場合

勾留質問室備付けの「通知してほしい人はいますが、連絡先がわかりません。」のゴム印を利用します。

【記載例】

裁判官は、……勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 通知してほしい人はいますが 連絡先がわかりません。

カ 被疑者に弁護人がいる場合

被疑者に勾留請求された事件につき私選弁護人がいる場合、当該弁護人が通知先となります。私選弁護人がいるかどうかは、勾留請求書にその旨の記載があるかどうか（勾留請求書2枚目の「4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名」欄を確認します。），一件記録中に弁護人選任届が添付されているかどうかから確認します。

なお、弁護人がいるにもかかわらず勾留通知先一覧表には被疑者の家族を通知先とする旨が記載されていることがあります、この場合は裁判官において、弁護人を勾留通知先とすることを被疑者に説明することになります。

【記載例】

裁判官は、……勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 弁護人 佐倉一郎

④ 私選弁護人選任の申出があつた場合

勾留通知欄ご以下のとおり記載します。

ア 千葉県弁護士会を指定した場合

「裁判官の面前で私選弁護人選任申立をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(千葉県弁護士会)」と手書きする。

イ 千葉県弁護士会以外の弁護士会を指定した場合（例：第一東京弁護士会）

「裁判官の面前で私選弁護人選任申立をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(第一東京弁護士会)」と手書きする。

ウ 弁護士法人を指定した場合（例：弁護士法人 [REDACTED]）

「裁判官の面前で私選弁護人選任申立をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(弁護士法人 [REDACTED])」と手書きする。

エ 千葉県弁護士会所属の特定の弁護士を指定した場合（例：千葉太郎弁護士）

「裁判官の面前で私選弁護人選任申立をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(千葉太郎弁護士(千葉県弁護士会))」と手書きする。

オ 千葉県弁護士会以外の弁護士会所属の特定の弁護士を指定した場合(例:札幌弁護士会の札幌太郎弁護士)

「裁判官の面前で私選弁護人選任申立をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(札幌太郎弁護士(札幌弁護士会))」と手書きする。

カ 指定した弁護士の名字しか分からぬ場合(例:千葉県弁護士会の千葉弁護士)

「裁判官の面前で私選弁護人選任申立をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(千葉弁護士(千葉県弁護士会))」と手書きする。

キ 指定した弁護士の漢字が分からぬ場合(例:東京の弁護士会のとうきょうたろう弁護士)

「裁判官の面前で私選弁護人選任申立をした。」とのゴム印を押し、続けて、「(東京にある弁護士会のとうきょうたろう弁護士)」と手書きする。

※ 勾留事務チェックシート下部の「【勾留質問時の】当番弁護士・私選弁護人選任の希望」欄の「有」及び「私選」にそれぞれチェックをし、勾留質問の途中で他の当直員が記録を引上げに来た場合には、その当直員に対し私選弁護人の選任申出があった旨を確実に引き継ぎます。

私選弁護人選任の希望がなかった場合にも、「無」にチェックをして、記録を引上げに来た当直員に対し、その旨を確実に引き継いでください。

#### ⑤ 当番弁護士の申出があつた場合

本マニュアル5. 4(2)②参照

#### (3) 勾留質問調書の読み聞かせ

裁判官の質問が終わったら、書記官は被疑者に対し調書内容の読み聞かせをします。読み聞かせ内容は、原則として、人定事項・被疑事実に対する陳述・勾留通知先で足ります。一般的な読み聞かせ例は次のとおりです。

##### 【読み聞かせ例】

ここでの手続の内容を記載した調書を読み上げますので、その内容に間違ひがないか、聞いていてください。

氏名、年齢、住居、職業は裁判所に送られた書類と同じということになります。

裁判官から読み聞かされた被疑事実に対するあなたの陳述は、「事実はそのとおり間違いありません。」ということでした。

勾留になった場合の通知先は、同居しているお母さんである千葉冬子さん、電話番号は、043-000-0000でした。

この内容で間違ひないですか。

もしなければ、調書に署名と左手の人差し指で指印をしてください。

#### (4) 勾留質問調書への被疑者の署名・指印

① 調書の読み聞かせ後、被疑者の署名・指印をもらいます。

② 指印は、原則として、左手の人差し指でさせます。ただし、負傷、欠損等の場合は、右手人差し指、それも不可能な場合は、その他の指の順にさせます。調書の書き方は次の記載例を参考にしてください。

◆ 通常の署名・指印

【記載例】

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者 千葉 健

印

◆ 署名・指印拒否

【記載例】

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印(印)をした。(たが)(は拒否した。)

被疑者

印

◆ 黙秘

【記載例】

(相違ないか確認したが黙秘し、署名指印を拒否した。)

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。)

被疑者

印

◆ 署名・指印不能

【記載例】

たが、体の震えのため署名指印できないと申し立てたので、署名指印をさせなかった。

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。)

被疑者

印

◆ 指の負傷

【記載例】

し、左手人差し指を負傷しているため右手人差し指で

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。)

被疑者 千葉 健

印

◆ 指の欠損

【記載例】

し、左手人差し指欠損のため右手人差し指で

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。)

被疑者 千葉 健

印

### ◆ 筆談

(被疑者の耳が聞こえず口も利けないため書面で質問して書面で答えさせた場合)

【記載例】

以上とのおり 〔開覧〕 せたところ 相違ない旨 〔押印〕 署名指印をした。

被疑者 千葉 健 印

※ 筆談を要する被疑者に示す書面としては参考添付の「筆談勾留質問例」のとおりです(事案に応じて適宜修正して利用してください。)

- (5) 個々の被疑者の勾留質問が終了した時点で、裁判官から次の各書類に押印を受けます。
- ① 勾留状の裁判官印、契印、訂正印、写真と台紙との間の印
  - ② 勾留質問調書の認印
- (6) 接見等禁止決定がある場合(別紙3「接見等禁止請求がある場合の謄本作成・交付方法」参照)
- ア 裁判官が勾留状、接見等禁止決定に押印した後、  
裁判官は、①勾留状、接見等禁止セットを書記官に交付すると同時に、②「謄本作成」、「却下」、「留保」などと書記官に指示します。
  - イ 書記官は、勾留状、接見等禁止決定書に裁判官の押印があることを確認し、同決定謄本用写し3通に謄本認証します(被疑者氏名などを確認する。)。
  - ウ 書記官は、
    - ① 被疑者に対し接見等禁止決定謄本(1通)を交付します。
    - ② 交付送達報告書の受領者欄に被疑者の署名・指印を受けます。
    - ③ 交付送達報告書に交付時刻を記載します。
- エ 被疑者が受領拒否をした場合、又は裁判官が勾留質問時に接見等禁止決定の告知をしなかった場合は、被疑者に決定謄本を交付する必要はありません。  
この場合は当直明けに、簡裁又は地裁において謄本を送達することになるので、当直員は簡裁又は地裁に接見等禁止請求書・接見等禁止決定原本・接見等禁止決定謄本1通を引き継いでください。
- (7) 勾留通知付記欄
- 勾留質問立会後、勾留通知を行い、付記します(詳細は本マニュアル6.3を参照)。

### 5.3 勾留質問(要通訳事件の場合)

要通訳事件の場合は、次の点に留意してください。

- (1) 通訳人は、書記官席の右後ろに座ってもらいます。
- (2) [REDACTED]

- (3) 通訳人立会表に立会時間の開始時刻を記入します。
- (4) 通訳人の宣誓のため、勾留質問冒頭に通訳人に通訳人尋問調書（宣誓書添付）を交付し、宣誓が終わったら通訳人尋問調書を戻してもらいます。
- (5) 被疑者の人定質問、被疑事件に対する陳述、勾留通知先については、通訳が介在するほかは、日本語の場合と同じです。  
なお、外国人の場合は、被疑者の指印がなくても差し支えありませんので、被疑者が指印を嫌がるようであれば指印を求めないようにします。
- (6) 勾留質問時に被疑者国選弁護人の請求をした場合、勾留質問室備え付けの日本語版の国選請求書を通訳人を介して作成し、被疑者の署名指印を受け、国選請求書余白に「本請求書は通訳人を介して作成した。」旨記載し、横に通訳人の署名押印をもらいます（又は、裁判所書記官と記載して、認印を押す。）。
- ※ 事前に警察を通して請求される場合は、当該通訳言語の国選請求書が提出されることになります。

(7)

- (8) 裁判官の押印は、日本語の場合に加え、通訳人尋問調書にも押印を受けます。
- (9) 通訳人立会表に立会時間の終了時刻を記入します。
- (10) 通訳人に交付した被疑事実の要旨を回収し、不要書類保管箱に入れてください。
- (11) 通訳人がいる場合には勾留質問終了後に通訳人を庁舎の外まで案内する必要があるので、勾留質問立会書記官（又は、同書記官以外の当直員）が、通訳人を連れて、

引き続き別件の勾留質問を行う場合は、裁判官には、通訳人を案内する間、勾留質問室で待っていてもらうことになるので、そのように裁判官に伝えてください（同書記官以外の当直員が通訳人を案内する場合は、同書記官はそのまま勾留質問手続に立ち会います。）。

(12) 通報の要請に関する照会（領事官通報）

① 【通報が必要的とされている国】、【要請に基づいて通報する国】、【通報が不要な国】については、本マニュアル4. 2(10)を参照してください。

② 裁判官によっては、必要がなくても確認する場合があります。その場合は、前述のとおり通報の要請に関する照会・回答の用紙に記載させ、署名指印を受けます（又は、勾留質問室備付けの「領事官通報（要請・不要）」のゴム印を調書に押して、要請・不要のいずれかに○を記入します。）。

※ 被疑者が日本語を解し通訳不要の事件であっても、被疑者が外国籍であれば、領事官通報手続は必要ですので、注意してください。

③ 勾留事務チェックシート下部の「【勾留質問時の】領事官通報の要否」欄の「必要」にチェックをし、勾留質問の途中で他の当直員が記録を引上げに来た場合には、その当直員に対し領事官通報の希望があった旨を確実に引き継ぎます。

※ 捜査機関で通報済みの場合や領事官通報の希望がなかった場合にも、「無」にチェックをして、記録を引上げに来た他の当直員に対し、その旨を確実に引き継いでください。

## 5. 4 勾留質問（被疑者国選弁護人、当番弁護士、私選弁護人選任申出の各処理）

### (1) 被疑者国選弁護人

※ 詳細は、「〈当直用〉国選弁護人選任処理マニュアル」を参照してください。

#### ① 勾留質問前に国選請求書を提出し、請求を維持した場合

勾留質問終了後、勾留状が発付されたら、国選チェック表に従い、国選弁護人候補指名通知依頼の手続へ移ります。

#### ② 勾留質問前に国選請求書を提出せず、勾留質問時にも請求しなかった場合

国選チェック表の1の備考欄「□勾留質問時請求なし」にチェックします。

#### ③ 勾留質問前に国選請求書を提出しなかったが、勾留質問時に請求する旨述べた場合

ア 勾留質問室備付けの国選請求書に記載させ、署名指印を受けます。

イ 要通訳事件の場合、勾留質問室備付けの日本語版の国選請求書に記載し、被疑者の署名指印を受け、国選請求書余白に「本請求書は通訳人を介して作成した。」旨記載し、横に通訳人の署名押印をもらいます（又は、裁判所書記官と記載して、認印を押す。）。

ウ 勾留質問終了後、勾留状が発付されたら、上訴申立書等記録簿（被疑者国選用）で受付手続をし、国選チェック表に従い、後述の国選弁護人候補指名通知依頼の手続へ移ります（国選弁護人マニュアルを参照してください。）。

#### ④ 勾留質問前に国選請求書を提出していたが、勾留質問時に請求しない旨述べた場合

ア 当直室及び勾留質問室備付けの「撤回書」に記載させるか、国選請求書の余白に「本件請求を撤回します。平成〇年〇月〇日」と記載させ、署名指印を受けます。

イ 国選チェック表の「勾留質問時に撤回」にチェックします。

ウ 勾留質問終了後当直室に戻った後の事務は、国選弁護人マニュアルを参照してください。

### (2) 当番弁護士

#### ① 勾留質問時に被疑者から当番弁護士の申出があった場合、勾留状の発付後、手続を進めます（本マニュアル6. 7参照）。

※ 勾留質問時に裁判官が当番弁護士制度自体の告知をしなくても手続上問題はありません。告知をするかしないかは裁判官のやり方によります（ただし、弁護人選任権自体の告知はしなくてはならないのは当然です。）。

#### ② 勾留質問調書の適宜な箇所に当番弁護士を希望する旨を記載します。

※ 記載場所としては、勾留通知欄に「当番弁護士希望」と記載すれば足ります（勾留質問室にゴム印があります。）。

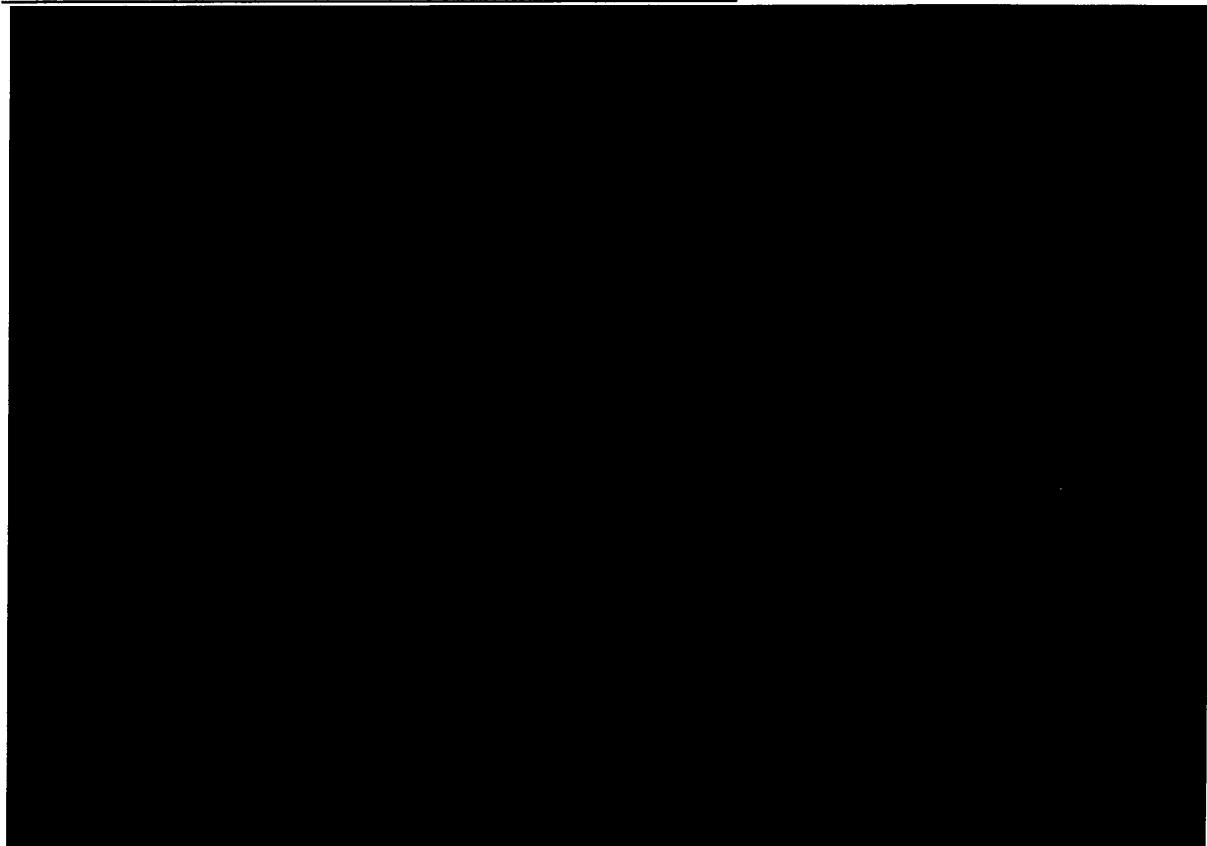
#### ③ 勾留事務チェックシート下部の「【勾留質問時の】当番弁護士・私選弁護人選任の希望」欄の「有」及び「当番」にそれぞれチェックをし、勾留質問の途中で他の当直員が記録を引上げに来た場合には、その当直員に対し当番弁護士の希望があった旨を確実に引き継ぎます。

※ 当番弁護士の希望がなかった場合にも、「無」にチェックをして、記録を引上げに来た他の当直員に対し、その旨を確実に引き継いでください。

### (3) 私選弁護人選任申出

- ① 勾留質問時に被疑者から私選弁護人選任の申出があった場合、勾留状の発付後、手続を進めます（本マニュアル6.8参照）。  
※ 50万円以上の資力がある場合に、私選弁護人選任申出制度が活用されることがあります。
- ② 勾留質問調書の適宜な箇所に私選弁護人選任申出を希望する旨を記載します。  
※ 記載方法は、本マニュアル5.2(2)④を参照してください。
- ③ 勾留事務チェックシート下部の「【勾留質問時の】当番弁護士・私選弁護人選任の希望」欄の「有」及び「私選」にそれぞれチェックをし、勾留質問の途中で他の当直員が記録を引上げに来た場合には、その当直員に対し私選弁護人選任の申出があった旨を確実に引き継ぎます。  
※ 私選弁護人選任の申出がなかった場合にも、「無」にチェックをして、記録を引上げに来た他の当直員に対し、その旨を確実に引き継いでください。

## 5.5 勾留質問（勾留請求却下、接見等禁止請求却下）



### (5) 勾留請求却下、接見等禁止請求却下の判断

被疑者の勾留質問終了後、裁判官が請求を却下するかどうか最終的に判断します。勾留請求却下の場合は、勾留請求書（接見等禁止請求却下の場合は、接見等禁止請求書）の上部に当直室備付けのゴム印（地裁と簡裁の別があるので、間違えないよう注意してください。）を押して請求却下の裁判書を作成し、裁判官の記（署）名押印を受けます。

【記載方法】

本件請求を却下する。

理由 ●●●●●

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉□□裁判所

裁判官

● ● ● ●

印

【理由具体例】

「必要性なし」「嫌疑不十分」「理由なし」「逮捕手続違法」

「やむを得ない場合でない」(少年の場合(少年法48条))など

- (6) 勾留質問室の内線電話で当直室にいる当直員に連絡し [REDACTED],  
請求が却下されたこと及び当直室から検察庁にその旨を電話連絡するよう伝えます。

※ 検察庁に速やかに電話連絡する趣旨は、検察官が請求却下に対する準抗告を申し立てるかどうかを早めに検討してもらうためです。

- (7) 勾留請求却下の場合は、作成していた勾留状は不要となります。勾留却下に対する準抗告が認容された場合は、準抗告審において勾留状を発付することになるので、同準抗告申立てがあった場合は、勾留状別紙(被疑事実の要旨)を準抗告担当書記官に引き継ぎます。

- (8) 接見等禁止請求却下の場合は、作成した接見等禁止決定原本、同臘本3通、送達報告書は不要となります。

## 第6 勾留質問立会後の処理

### 6. 1 勾留質問終了後のチェック

- (1) 勾留質問立会書記官以外の当直員が勾留状等のダブルチェックを行ってください。
- (2) 勾留状のチェック
  - ① 勾留事務チェックシートの「勾留状チェックシート（事後チェック）」欄を用いて確認事項をチェックしてください。
  - ② 被疑者氏名を手書きした場合、勾留状1枚目上部の氏名欄のみならず、勾留状1枚目左下欄外の被疑者名、勾留状2枚目左下欄外の被疑者名も手書きしてあるかどうか確認してください。
  - ③ 別添写真がある場合、写真と台紙との間に2か所契印が押されていることを確認してください。
  - ④ 被疑者国選弁護人の請求がある場合の勾留状のコピーについては必ず6. 2の(1)を参照してください。
- (3) 勾留質問調書のチェック
  - ① 裁判官の認印、書記官の認印の押印・訂正印の漏れがないかどうか確認してください。
  - ② 当番弁護士の希望や私選弁護人選任の申出があった場合、その旨の記載のある勾留質問調書のコピーを取っておきます。
- (4) 接見等禁止決定のチェック（請求がある場合）
  - ① 原本に裁判官の押印・訂正印の漏れがないかどうか確認してください。
  - ② 謄本及び交付送達報告書に書記官の職印の押印・訂正印、送達時刻の漏れがないかどうか確認してください。
  - ③ 原本下部付記文言の「即日検察庁に謄本送付済 裁判所書記官」に書記官の認印を押してください。この認印は勾留質問立会書記官以外の書記官の認印でも構いません。
- (5) 通訳人尋問調書のチェック（要通訳事件の場合）  
裁判官の認印、通訳人宣誓書の通訳人の署名押印、書記官の認印の押印・契印・訂正印の漏れがないかどうか確認してください。

### 6. 2 被疑者国選弁護人選任の処理（請求がある場合）

- (1) 勾留状が発付された場合
  - ① 勾留状チェック後、勾留状のコピーを取ります（ホチキスは外さないこと）。※ コピーした勾留状中、被疑事実の要旨（複数枚ある場合は全ての頁）の右上余白に鉛筆で被疑者名を記載します。これは、後に法テラスにFAX送信するので、送信先の混乱を招かないようにするためにです。
  - ② 国選弁護人候補指名通知依頼の手続へ移ります。以後、主に勾留質問立会以外の書記官が国選弁護人選任処理マニュアルを参照しながら処理してください。
- (2) 勾留請求が却下され、かつ、勾留質問時に国選弁護人選任請求が撤回されていない場合
  - ① 勾留請求書と被疑者作成の誓約書のコピーを取ります。  
※ 当直明けに国選弁護人選任請求を却下した際に、却下命令謄本の送達場所を確認するためです。

- ② ①のコピーのその後の処理については、国選弁護人選任処理マニュアルを参照してください。

### 6. 3 勾留通知

勾留通知は、勾留質問立会終了後、検察庁に記録を引き継ぐ前に速やかに行ってください。以下の場合について、順に説明します。(1)被疑者が希望した勾留通知先の電話番号が判明している場合、(2)電話で連絡がつかず通知先の住所が判明しない場合、(3)電話で連絡がつかず郵便で通知する場合又は通知先の住所のみが判明している場合、(4)被疑者が勾留通知は不要だと述べた場合。

#### (1) 被疑者が希望した勾留通知先の電話番号が判明している場合

- ① 電話で通知を試みます。
- ② 通知先に電話し、まず通知先の相手本人（被通知者）かどうかを確認し、そのあとで裁判所名と名前を名乗ります（本人の確認ができるまで裁判所名等は名乗らず自分の名前だけを名乗ります。）。
- ③ 留守番電話への吹き込みは絶対にしないでください。
- ④ 通知の内容は、勾留通知に書かれている内容のみを行い、それ以外のことは言わないようにします。

電話をすると、相手から色々と聞かれたり、愚痴を言われたりすることがあります、基本的には、通知事項を連絡したら、今後のことは警察に確認するよう伝えください。

#### 【電話での勾留通知例（被疑者：千葉健、被通知者：千葉太郎）】

「千葉さんのお宅でしょうか。私は●（自分の名字）と申します。健さんのこととで御連絡したいことがあるのですが、お父様である太郎さんは御在宅でしょうか。」

ここで相手が被通知者であることが確認できたら、通知内容を伝えます。

もし通知の被通知者が不在の場合は、原則として電話を切れます。ただし、事前に、裁判官から、被疑者が少年である等、通知の必要性が高いとして、勾留通知先として指定された者以外の者が電話に出た場合に、特定の親族等については通知して差し支えない旨の指示を受けていた場合は、当該親族等に限り通知する。

#### 「私は千葉地方（簡易）裁判所の書記官の●と申します。」

被通知者が裁判所からの電話であることを正しく認識できなかったり、突然の裁判所からの電話で慌てる人もいるので、上手に丁寧に話すことを心掛けてください。

#### 「健さんが逮捕されて●●警察署にいることは御存じですか。」

逮捕されたことを知っている場合（大体知っていることが多い）、次の用件に入る。仮に知らない場合は、ごく簡単に事情を話す（「盗みをしたという疑いで」「覚せい剤を使用したという疑いで」等）。

「その関係で本日裁判所でも勾留質問という手続を行った結果、本日（勾留請求の日）から数えて原則として10日間、引き続き●●警察署に健さんの身柄が拘束されることになりました。この期間は今後の捜査の状況によってさらに

延びることがあります。今後のことについては、●●警察署にお問い合わせください。」

どうして裁判所が電話をしてくるのか疑問を持っている人に対して次のとおり説明することも考えられます。

「健さんから、お父様である太郎さんに連絡してもらいたいとの要望がありましたので、御連絡いたしました。」

接見等禁止決定が出ている場合、その決定内容も伝えます。

「面会文書のやり取りは基本的に弁護士しかできませんので、併せて御連絡します。」

#### 【多い質問に対する回答例】

◆ どうやったら面会できますか。

→ (接見等禁止決定がない場合)

留置されている●●警察署に連絡してお聞きください。

→ (接見等禁止決定がある場合)

面会や文書のやり取りは基本的に弁護士しかできません。ただし、差し入れはできる場合もあるので、もしられる場合には、●●警察署に連絡して確認してください。

※ 父母が接見の禁止除外対象となっている少年事案等の例外があるので、その点留意してください。

◆ 10日後には出られますか。

→ 今の段階では分かりません。

⑤ 電話で通知ができた場合、勾留質問調書下部の「即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）」の電話に○をし、通知を行った書記官の認印を押印します。この勾留通知を行う書記官は、勾留質問立会書記官以外の書記官でも構いません。

#### 【記載例】

即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）

同日同序 裁判所書記官印

(2) 電話で連絡がつかず通知先の住所が判明しない場合

通知先の住所が判明していない場合、留守電になるなど繋がらない場合でも、最低2回は試みるようしてください。それでも繋がらない場合は、勾留質問調書下部の「即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）」の不能に○をし、書記官の認印を押印します。この認印は勾留質問立会書記官以外の書記官の認印でも構いません。

#### 【記載例】

即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）

同日同序 裁判所書記官印

(3) 電話で連絡がつかず郵便で通知する場合又は通知先の住所のみが判明している場合

① 普通郵便で通知を行います。処理方法は以下のとおりです。

② 勾留通知書に所要事項を記載し、書記官名下に職印を押印します。

③ [REDACTED] 「勾留通知用郵便切手使用簿」に所要事項を記載押印した上で、郵便切手を取り出します。

④ [REDACTED]

⑤ [REDACTED]

- ⑥ 勾留質問調書下部の「即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）」の郵便に○をし、書記官の認印を押印します。この認印は勾留質問立会書記官以外の書記官の認印でも構いません。

【記載例】

即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）

同日同庁 裁判所書記官印

⑦

- (4) 被疑者が勾留通知は不要だと述べた場合

勾留質問調書欄外の付記の記載は不要です。削除する必要もありません。

- (5) 被疑者が指定した勾留通知先が不相当であると裁判官が判断した場合

被疑者が指定した勾留通知先が不相当であると裁判官が判断した場合（例えば、被害者、被疑者と面識があるとは考えられない著名人、犯罪組織の上位者等で罪証隠滅のおそれがある場合等）、勾留質問において、裁判官が被疑者に対し、勾留通知制度の趣旨・目的等を説明して、再考を促すことが考えられますが、被疑者が再考に応じず、勾留通知先として不相当な第三者への通知に固執したときは、勾留質問調書に当該第三者をそのまま記載した上で、裁判官の判断により、当該第三者への通知をしないことが考えられます。この場合には、勾留質問調書の末尾に「通知不要との裁判官の判断・指示により、通知せず印」等と記載等することが考えられます。

6. 4

6. 5 検察庁への記録引継ぎ

- (1) 「事件関係送付一覧」の作成

勾留状、接見等禁止決定謄本、一件記録等の書類を検察庁に引き継ぐ際には、

- (2) 勾留決定、接見等禁止決定の場合は、一件記録に以下の書類を挟み込みます（綴る必要はありません。）。

- ① 勾留状
- ② 勾留質問調書
- ③ 接見等禁止決定謄本2通
- ④ 通訳人尋問調書（要通訳事件の場合）
- ⑤ 弁護人から提出された書面（意見書等が提出された場合）

※ 弁護人から提出された書面には裁判所の受付印を押捺してください。

- (3) 勾留請求却下決定の場合は、一件記録に以下の書類を挟み込みます（綴る必要はありません。）。

- ① 勾留質問調書

- ② 通訳人尋問調書（要通訳事件の場合）
  - ③ 被疑者の誓約書、電話聴取書（作成している場合）
  - ④ 弁護人から提出された書面（意見書等が提出された場合）
- ※ 被疑者の誓約書及び弁護人から提出された書面には裁判所の受付印を押捺してください。
- ※ 勾留請求書に却下のゴム印、決裁印等の漏れがないかを確認します。
- (4) 接見等禁止請求のみ却下決定の場合は、一件記録に以下の書類を挟み込みます（綴る必要はありません。）。
- ① 勾留状
  - ② 勾留質問調書
  - ③ 通訳人尋問調書（要通訳事件の場合）
  - ④ 接見等禁止請求書
- ※ 接見等禁止請求書に却下のゴム印、決裁印等の漏れがないかを確認します。
- (5) 檢察庁当直室に次の各書類を持って行きます（参考添付の動線図参照）。
- ① 一件記録（前記書類を含む。）
  - ② 「事件関係送付一覧」
- [REDACTED]
- (6) 檢察庁職員に一件記録を交付し、「事件関係送付一覧」に受領印を受けます。検察庁職員の受領印を受けた「事件関係送付一覧」は、簡裁又は地裁の「[REDACTED] 庁外事件関係送付簿」に編てつしてください。

## 6. 6 被疑者国選弁護人選任の処理（6. 2の続き）

法テラスに国選弁護人候補指名通知依頼をした後、法テラスから国選弁護人指名通知がFAX送信されたら、国選弁護人選任手続に移ります。国選弁護人選任処理マニュアルを参照しながら処理してください [REDACTED]。

## 6. 7 当番弁護士の処理

- (1) 本マニュアル6. 1の(3)の②記載のとおり、当番弁護士の希望があった場合、その旨の記載のある勾留質問調書のコピーを取っておきます。
- (2) 檢察庁に記録を引き継いだ後に、あらかじめコピーしていた勾留請求書、送致書を利用して当番弁護士の事務処理をします。
- (3) 千葉県弁護士会（電話番号は、簡裁又は地裁の被疑者弁護人選任申出通知簿（当番）の表紙裏面に貼付されています。）宛てに電話し、同通知簿の表紙裏面に貼付されている通知内容を参照して、弁護士会の留守電に所要事項を吹き込みます。  
なお、知的障害・精神障害を有していることが窺われる場合は、裁判官から指示された内容を補足する。
- (4) 留守番電話吹込後、上記通知簿（当番）に所要事項を記載し、認印で押印します。
- (5) 勾留質問調書のコピーを見て、当番弁護士の希望があったにもかかわらず、連絡未了のままになっているものがないか、上記通知簿（当番）と照合して確認します。確認したら、勾留質問調書のコピーの余白に確認者の認印を押します（この作業は、基本的に日直2班の職員がおこなってください。）。当該調書のコピーは、令状関係書類引継簿に記載して、当直明けに簡裁又は地裁に引き継いでください。

## 6. 8 私選弁護人選任申出の処理

(1) 本マニュアル6. 1の(3)の②記載のとおり、私選弁護人選任の申し出があった場合、

その旨の記載のある勾留質問調書のコピーを取っておきます。

(2)① 千葉県弁護士会を指定して申出がされた場合、千葉県弁護士会

宛てに電話し、同通知簿の表紙裏面に貼付されている通知内容を参照して、私選弁護人選任申出依頼の留守電を吹き込みます。

なお、知的障害・精神障害を有していることが窺われる場合は、裁判官から指示された内容を補足する。

② 千葉県以外の弁護士会や弁護士個人又は弁護士法人を指定して申出がされた場合、まず、電話で申出先に連絡をします。留守電対応がされ電話先が名乗れば、

通知内容を参照し、当該申出先の留守電に所要事項を吹き込みます。留守電対応がなかったり、留守電対応がされても電話先が名乗らなかった場合、私選弁護人選任申出通知書を郵送します。

※ 申出先の住所や電話番号については、

(3) 留守番電話吹込又は私選弁護人選任申出通知書発送後、に所要事項を記載し、認印で押印します。

(4) 弁護士個人や弁護士法人を指定して私選弁護人選任申出がされたが、当該弁護士等の特定が不十分で通知をすることができなかつた場合、勾留質問調書の下部余白に「弁護士（弁護士法人）の特定不十分のため、通知不能 裁判所書記官印」と記載押印してください。その上で、被疑者の留置先にを使用して連絡し、「選任申出のあった弁護士（弁護士法人）について調査したが、該当するものがいなかつたため通知ができた」旨を被疑者に伝えてもらってください。

(5) 勾留質問調書のコピーを見て、私選弁護人選任の申し出があったにもかかわらず、連絡未了のままになっているものがないか、確認します。確認したら、勾留質問調書のコピーの余白に確認者の認印を押します。（この作業は、基本的に日直2班の職員がおこなってください。）当該調書のコピーは、令状関係書類引継簿に記載して、当直明けに簡裁又は地裁に引き継いでください。

## 6. 9 領事官通報

裁判所から通報するときは、次のとおり処理してください。

また、通報の要請について勾留質問調書に記載したときも、これに準じて処理してください。

(1) 当直室備付けの領事官通報用紙（貴国国民の身柄の拘束について（通知））に所要事項を記載し、書記官名下に職印を押します。

(2) 郵便切手を取り出します。

(3) 封筒は序名が記載されている封筒を使用し、切手を貼り付けます。

(4) 当直室備付けの「領事官通報・在日外国公館リスト」ファイルを参照して封筒に領事機関の宛先を記載します。

(5) 領事官通報入りの封筒を、

- (6) 被疑者が留置されている警察に対し、[ ]を使い、領事官通報をした旨伝えます。
- (7) 通報の要請に関する照会・回答の用紙の余白に「〇〇.〇〇.〇〇(年月日) 領事官に通報済」、「〇〇.〇〇.〇〇(年月日) 領事官通報した旨、●●警察署長(ただし、留置場所が千葉県警察本部の場合は、千葉県警察本部留置業務管理者)に通知済」と記載し、書記官の認印を押します(又は、勾留質問室備付けの「領事官通報(要請・不要)」のゴム印を調書に押す方法をとった場合は、上記通報及び通知につき、調書に付記する(調書の記載例としては、「領事官に対し普通郵便にて通報手続済印」、「領事官に通報した旨●●警察署長に電話で通知済印」))。
- (8) 日直2班の職員は、勾留事務チェックシートの「領事官通報の希望が有る場合の事務処理」欄のとおり領事官通報がされているか確認してください。
- (9) 当直明けに、通報の要請に関する照会・回答の用紙を、令状関係書類引継簿に記載して、簡裁又は地裁に引き継ぎます。

## 6. 10 檢察庁引継ぎ記録以外の書類の引継ぎ等

検察庁に引き継いだ記録や書類以外の書類は、次のとおり処理してください。

- (1) 当直明けに簡裁又は地裁に引き継ぐもの(令状関係書類引継簿に記載。当直明けに職員が受領に行きます。)
- ① 接見等禁止請求書・接見等禁止決定原本、送達報告書
  - ② 勾留事務チェックシート
  - ③ 通訳料請求書(裁判官印は不要です。)
  - ④ 通訳人旅費日当請求書(裁判官印は不要です。)
  - ⑤ 通訳人立会表
  - ⑥ 通報の要請に関する照会・回答(作成した場合)
- (2) 簡裁又は地裁の[ ] 庁外事件関係送付簿に編てつするもの  
事件関係送付一覧
- (3) 被疑者国選弁護人選任記録
- ① 処理が終了したら、次の順序で書類を整えて1件ずつクリアファイルに入れます。
    - ア 国選チェック表
    - イ 国選請求書
    - ウ 不受任通知書(ある場合のみ)
    - エ ファクシミリ送信書
    - オ 国選弁護人候補指名通知依頼書
    - カ 勾留状写し
    - キ 法テラスから送付された受領書
    - ク 法テラスからのFAX送信書
    - ケ 国選弁護人候補指名通知
    - コ 国選弁護人選任書写し
    - サ 国選弁護人選任通知書(検察官、被疑者、法テラス宛て)
  - ② 当直員から当直員への引継ぎは「引継書」(国選マニュアル別紙14)を使用し、休日最終日の当直員は「引継書」(国選マニュアル別紙15)を使用して、当直明けに簡裁又は地裁に引き継ぎます。
  - ③ (国選弁護人請求を撤回した場合) 国選チェック表、国選請求書、撤回書

④ (国選請求書未提出で請求しない旨述べた場合) 国選チェック表

(4) 勾留通知

① 被疑者が通知を希望しない、電話により通知をした等の場合は、印刷しておいた勾留通知用紙は不要なので、不要書類保管箱へ入れてください。

② 通知を郵送する場合は、普通郵便で送付します。

(5) 書記官手控え用の勾留請求書の写し等（第4-4. 3(2)①）

事件ごとに関係する書類をステープラでとじて、不要書類保管箱へ入れる。

## 第7 翌日の応援担当者への連絡（翌日が休日の場合）

午後4時30分頃に、検察庁から翌日の勾留請求の予定表が送付されます。当庁の「当直事務の手引」に記載されている方法で、勾留請求予定件数及び被疑者国選弁護人選任請求事件の未処理件数をカウントし

[REDACTED]、応援の裁判官及び書記官の登庁要

否を確認して、次のとおり連絡をしてください



## 第8 その他

### 8. 1 勾留に代わる観護措置

(1) 被疑者が少年の場合、勾留請求ではなく、勾留に代わる観護措置請求がされることがあります。

※ 少年法43条1項本文によれば、検察官は、少年の被疑事件においては裁判官に対し、勾留の請求に代え、少年法17条1項の勾留に代わる観護措置を請求することができます。これを「観護状」又は「観護令状」と呼んでいます。

※ 勾留とは異なり、収容場所が少年鑑別所となる他、接見等禁止、期間の延長がありません。

※ 本庁の場合、鑑別所は千葉少年鑑別所となります。

※ 勾留と同様に被疑者国選弁護人の請求ができると解されています。

(2) 勾留請求との相違点等は次のとおりです。

① 勾留状 → 観護状となる。

→ 添付する「被疑事実の要旨」につき、勾留状では「被疑者」とあるのを「少年」と訂正する。

② 勾留質問調書 → 被疑少年陳述用の調書（書式の標題は「調書」）を用いる。

③ 勾留通知 → 観護措置通知書を用いる。

④ [REDACTED]

○ 受付は紙ベースの帳簿である令状請求事件簿の「観護措置」部分に登載する（簡裁「る」、地裁「む」）。

○ 観護措置関係の書類は当直室備付けの用紙を使用してください。

[REDACTED]

⑤ 質問手続自体は勾留質間に準じて実施します。

⑥ 勾留請求がされたとしても、裁判官の指示により勾留に代わる観護措置をする場合があります。この場合、通常は裁判官から検察官に連絡し、予備的請求として観護措置請求書を提出してもらい、受付は前述と同様に処理します。

※ 観護状を発付した場合、当初の勾留請求（接見等禁止請求もあればこの請求も）は明示的に却下の処理をするのが通例です。

【理由例（勾留請求却下）】

理由 やむを得ない場合にあたらない。

【理由例（接見等禁止請求却下）】

理由 勾留請求却下のため

※ 観護状を発付した場合、当初から提出されていた「国選弁護人請求書」についてそのまま維持し、観護状用の「ファクシミリ送信書」「国選弁護人候補指名通知依頼書」等については、

[REDACTED]

### 8. 2 弁護人からの要望に対する対応

被疑者の弁護人から、「本日勾留請求予定の事件を担当する裁判官に意見書を提出したい。」

「裁判官と面接したい。」といった要望がなされることがあります。その場合の対応方法は次のとおりです。

(1) 意見書等の提出を要望している場合

① 弁護人に対し、検察庁又は警察署に被疑者と連署した弁護人選任届を提出しているかどうか確認します。

※ 被疑者段階においては、弁護人選任届は当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察職員に差し出すことになります（刑事訴訟規則17条）。

※ 被疑者の署名を得ていない等の理由で弁護人選任届の提出がない場合、意見書等をどのように取り扱うか裁判官の指示を仰ぎます（この段階では適式な弁護人ではないとして、事実上意見書等を返還するか、今後弁護人になろうとする者からの意見書等として受け取ることが考えられます。）。

② 意見書等に受付印を押印します。

③ 勾留請求事件の一件記録と共に、弁護人提出の意見書等を裁判官に交付します。

④ その余の事務処理は、通常の勾留請求事件と同様です。

⑤ 意見書等は、勾留一件記録と共に、検察庁に引き継ぎます。

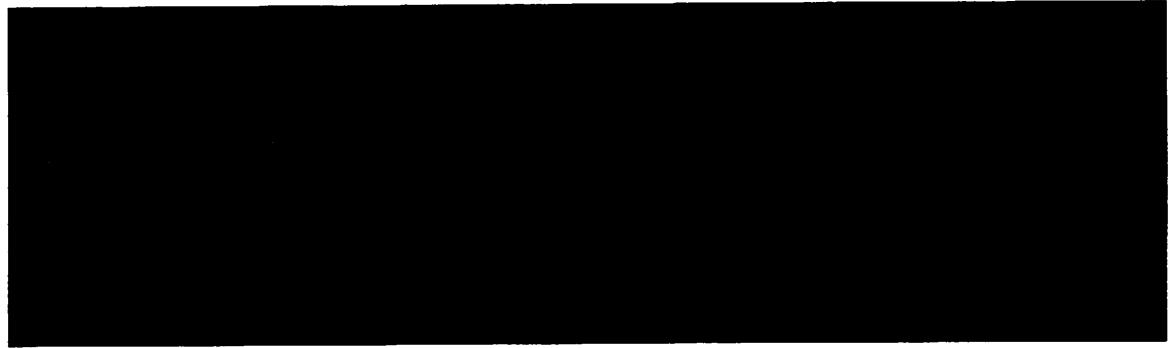
引き継ぐ際には、「事件関係送付一覧」の備考欄に「弁護人提出の意見書あり」等と記載してください。

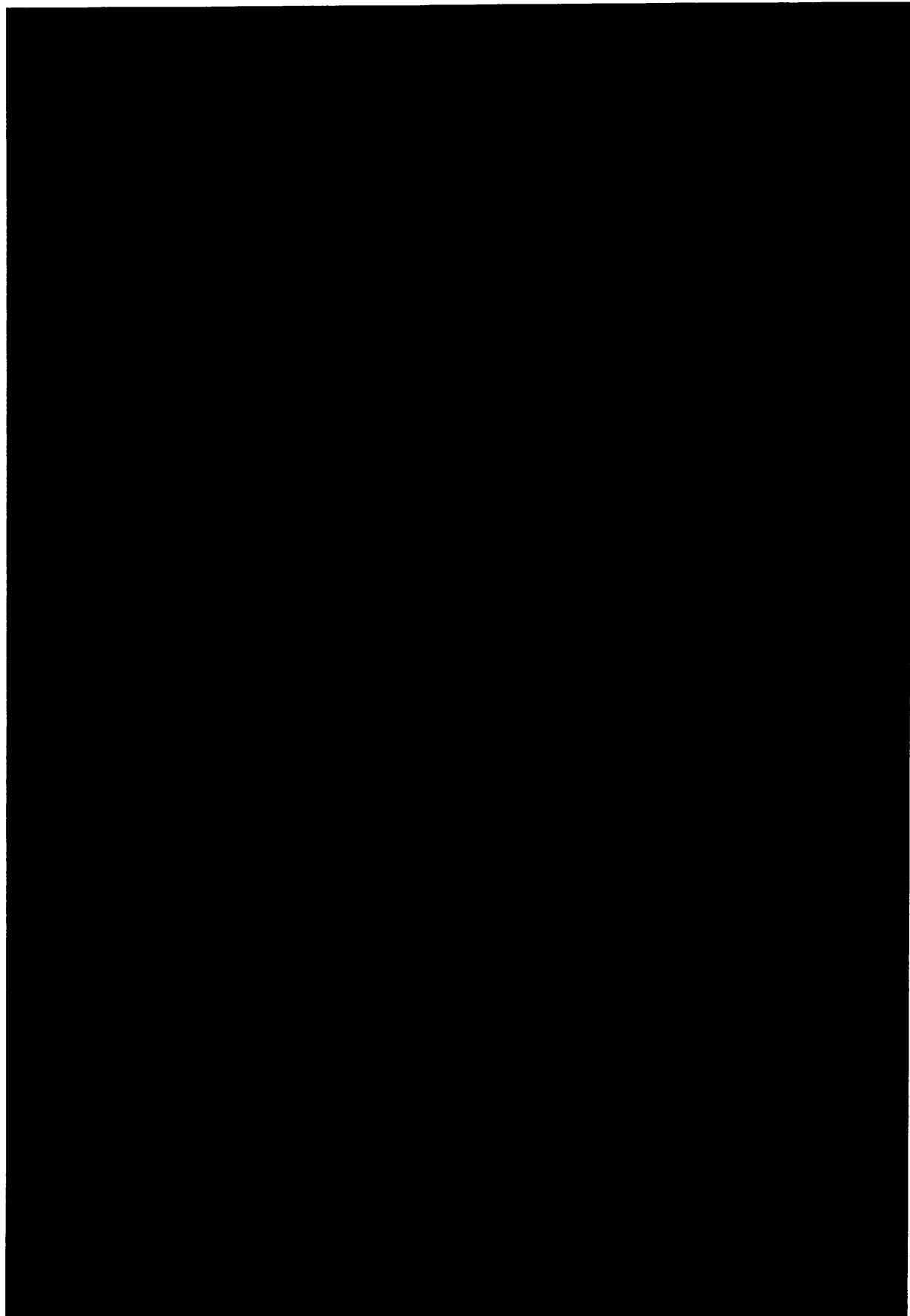
(2) 裁判官との面接を要望している場合

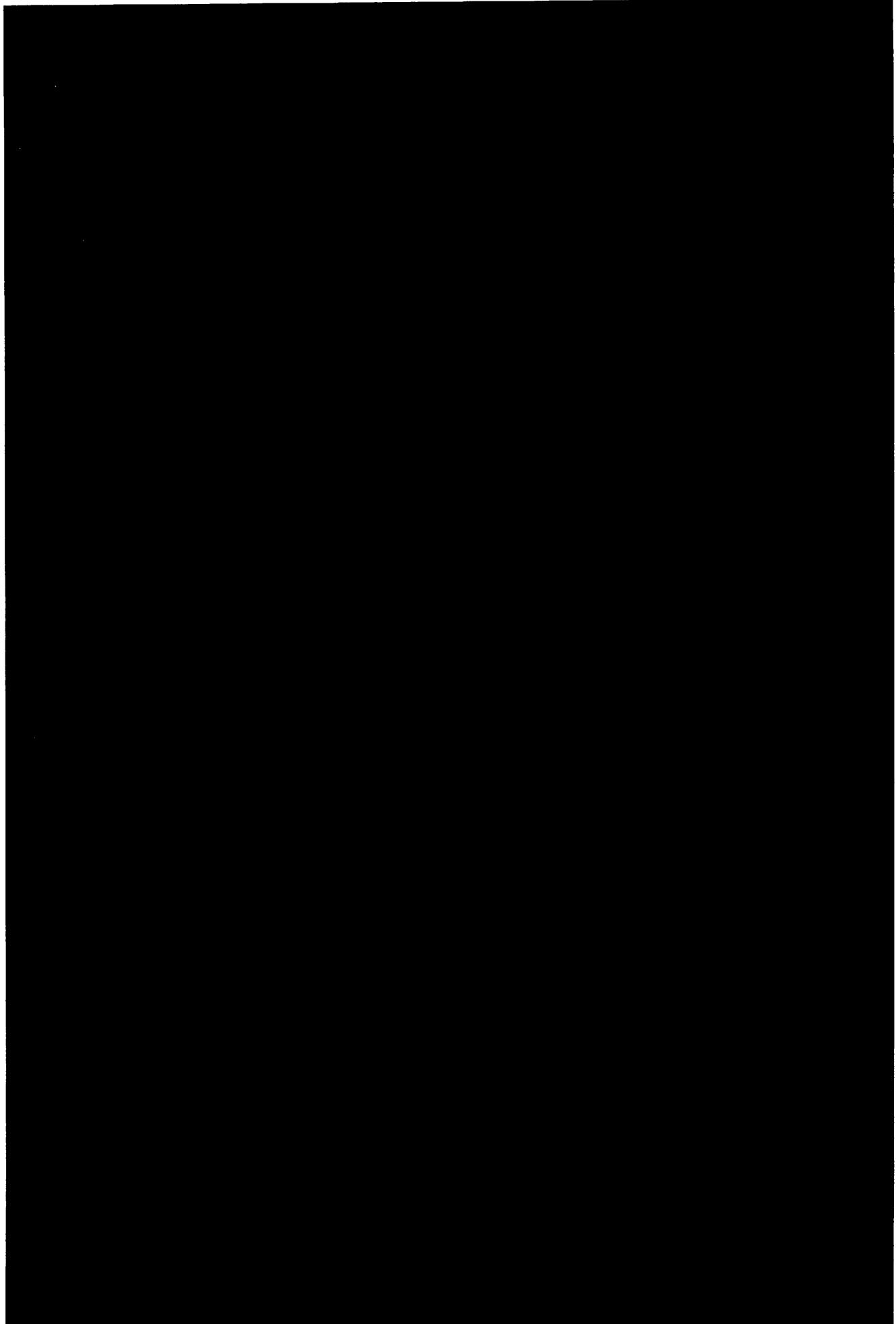
裁判官に伝達し、指示を仰ぎます。

※ 面接に応じる、応じない、面接はしないが電話には応じる等、裁判官によって対応が異なります。

### 8. 3 勾留処理の「翌日回し」







## 勾留事務チェックシート(事前審査)

確認事項	確認する書類	書類貼付の付せんの略称	確認する内容	チェック欄
				書記官
人定事項	○身上関係書類 戸籍、住民票、在籍証明書、免許証等 (外国人の場合) 外国人登録原票写し、旅券写し	身	勾留請求書の記載との同一性	
	○逮捕状 (又は現行犯人逮捕手続書)	状 (逮手)		
制限時間	○逮捕状 (又は現行犯人逮捕手続書)	状 (逮手)	警察逮捕の場合 逮捕時～検察官送致時 48時間以内 検察受取時～勾留請求時 24時間以内 逮捕時～勾留請求時 72時間以内	
	○勾留請求書 (受付日付印記入の受付時刻)		検察逮捕の場合 逮捕時～勾留請求時 48時間以内	
逮捕事実と勾留事実との照合	○逮捕状 (又は現行犯人逮捕手続書)	状 (逮手)	それぞれの罪名、被疑事実は同一か	
	○勾留請求書			
領事官通報の要否 (外国人被疑者の場合)	○通報要請照会書 (検察段階で初めて通報を希望した場合には、弁解録取書で確認)	通報	通報を希望する被疑者(※)について、警察又は検察庁における通報の有無 (警察又は検察庁で通報済みの場合は通報の必要なし)	<input type="checkbox"/> 通報済み <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※ 2国間条約締結国の被疑者については、希望の有無にかかわらず、捜査機関又は裁判所における必要的通報(領事関係に関するウイング条約締約国一覧表又は領事機関に対する通報等関係執務資料参照)

## 勾留状チェックシート(事後チェック)

確認事項	確認箇所	確認する内容			チェック欄
					当直員
人定事項	勾留状に記載された特定欄	事前審査を行った勾留請求書と同一であること			
勾留理由の記載	勾留状の2枚目	刑訴法60条1項	1号(住居不定) 2号(罪証隠滅) 3号(逃亡のおそれ)	空欄は不可	
裁判官の記名押印	当該箇所	漏れのないこと			
訂正印	勾留状全体	訂正箇所すべてに訂正印漏れのないこと			
契印	勾留状の各葉間	勾留状全体にわたり契印漏れのないこと			

【勾留質問時の】当番弁護士・私選弁護人選任の希望  有 ( 当番  私選)  無  
上記希望の有無については、勾留質問立会者において□を付すこと

## 当番弁護士・私選弁護人選任の希望が有る場合の事務処理

確認事項	確認箇所	必要な事務処理 (当直マニュアル参照)	チェック欄	
			当直員	日直2班
当番弁護士制度利用	勾留質問調書	①勾留質問調書のコピーをとってから検察庁に記録を引き継ぐ ②弁護士会等に通知し、通知簿に記載し、認印を押印する ③(日直2班において)調書のコピーと通知簿を照合し、調書のコピーに認印を押印した上で、当直明けに簡裁又は地裁に引き継ぐ		
私選弁護人選任申出	勾留質問調書			

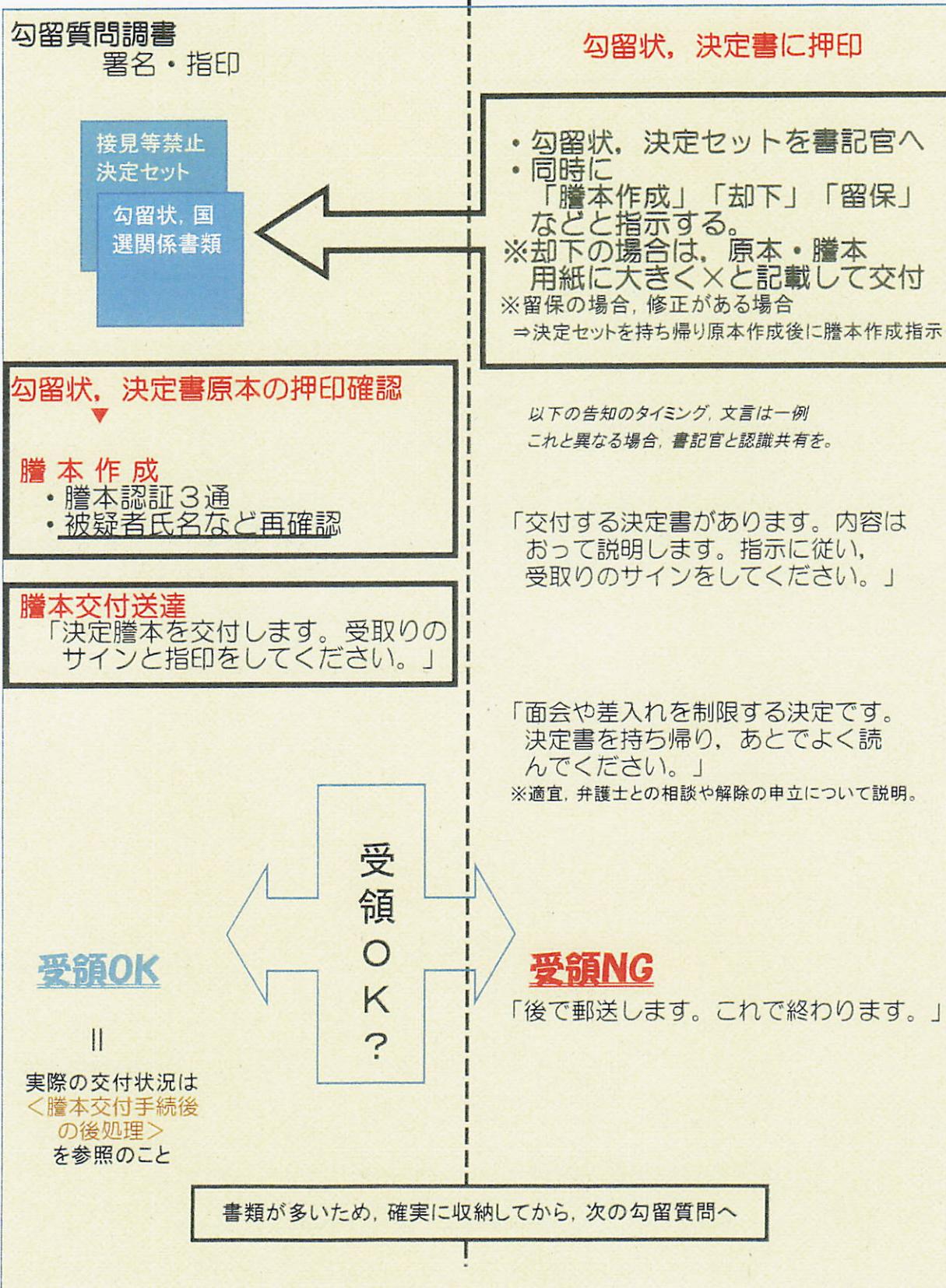
【勾留質問時の】領事官通報の要否  必要  不要  
上記通報の要否については、勾留質問立会者において□を付すこと

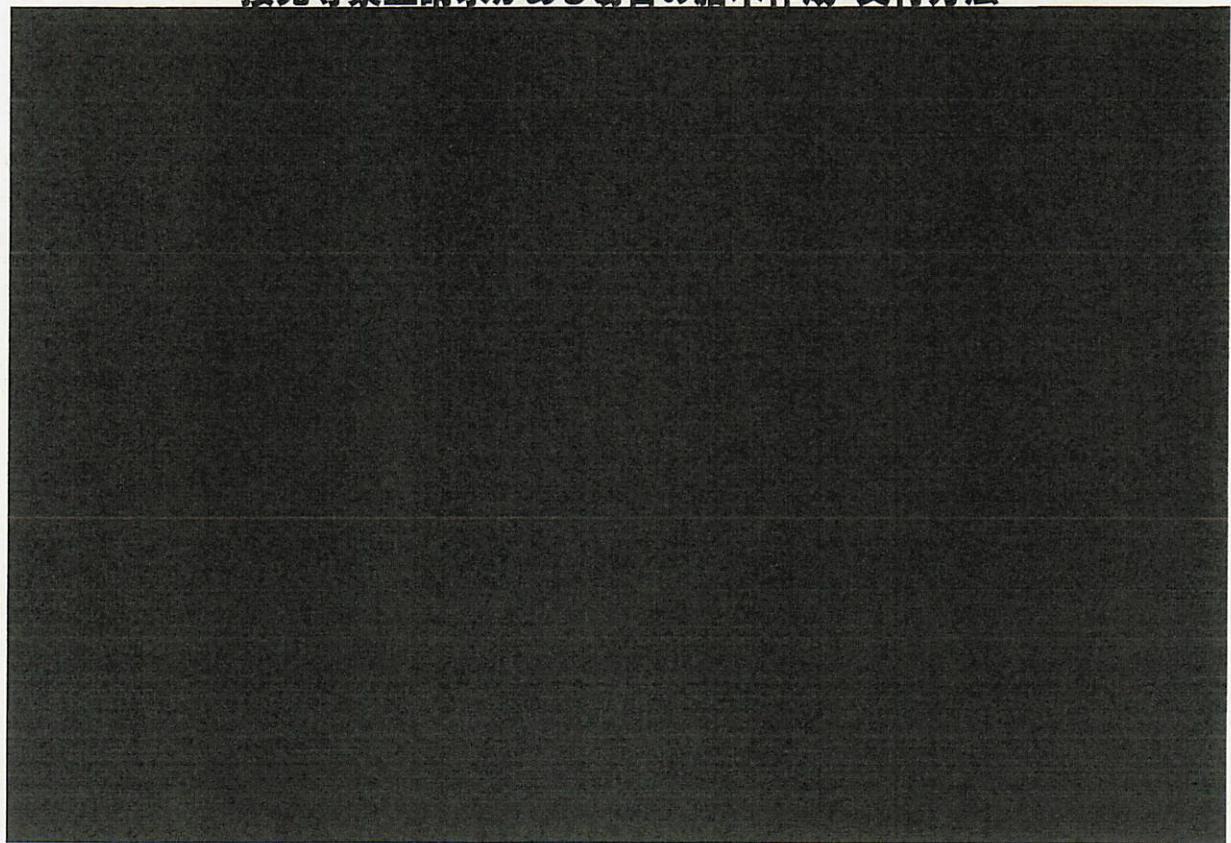
## 領事官通報をする場合の事務処理

確認事項	確認箇所	必要な事務処理 (当直マニュアル参照)	チェック欄	
			当直員	日直2班
領事官通報	通報の要請に関する照会・回答、勾留質問調書	①領事官通報書面を作成し、切手を貼ってポストに投函する ②留置施設に警電で領事官通報した旨を連絡する ③通報の要請に関する照会・回答の用紙の余白に付記し、認印を押印する (勾留質問調書に希望の有無を記載したときも、これに準じて処理する)		

## (書記官の動き)

## (裁判官の動き)



**接見等禁止請求がある場合の臍本作成・交付方法****<勾留質問室での臍本交付>**

(裏面のとおり)

**<臍本交付手続後の後処理>****受領OK**

※手元に原本、臍本2通

※送達報告書に記入、押印

**受領NG**

※手元に原本、臍本3通。



帰室後速やかに…

◎臍本2通を検察官に送付



帰室後速やかに…

◎臍本2通を検察官に送付

◎原本の付記欄に書記官認印

◎請求書、決定原本、送達報告書を令  
状関係書類引継簿に記載して、簡裁又  
は地裁に引き継ぐ。

◎原本の付記欄に書記官認印

◎請求書、決定原本、臍本1通を令  
状関係書類引継簿に記載して、簡裁  
又は地裁に引き継ぐ。◎簡裁又は地裁が翌開庁日に被疑者  
の収容場所に特別送達で発送